

2019年(令和元年) 5月27日

株式会社リンクストア 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット 

理事長 吉 富 啓 一 郎

担当(理事) 長 井 貴 義

質 問 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を図ることを目的として設立され、消費者、学者、弁護士、司法書士、行政書士、消費生活相談員らで構成しています。2008年(平成20年)1月29日には、内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受け、差止請求を行う権限を得ています。

当法人に対し、貴社の婚活パーティーのキャンセル料が高いのではないかとの情報提供がありました。

そこで、利用規約 (<https://www.linkstore.co.jp/user-policy/>) を貴社のホームページにて確認したところ、以下のような定めがありました。

第12条 (参加者のキャンセル)

2.

【パーティー開催当日のキャンセルの場合】

当日のキャンセルの場合は以下の支払い義務が発生します。

※営業時間 20:00 を過ぎてのご連絡の場合は当日扱いとさせていただきます。

【開催2時間前までにキャンセル連絡あり】

<お支払い済みの場合>

キャンセル料金は5,000円

<まだお支払いが完了していない場合>

キャンセル料金は男性8,000円、女性6,000円

【開催 2 時間前までにキャンセル連絡なし】

キャンセル料金は別途 10,000 円とさせていただきます。

※お支払い済みの料金につきましても、ご返金いたしかねますこと
ご了承くださいませ。

9.パーティーが始まった後、利用者が途中退場した場合は、理由の如何に関わらず、別途 10,000 円の支払い義務が発生いたします。

これらのキャンセル料の定めについては、たしかに、消費者契約法 9 条 1 号（※）に照らして考えると、事業者が生じる平均的損害を超えて高額なキャンセル料を定めており、その部分の定めは無効であるようにも思えます。

※消費者契約法第 9 条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

そこで、貴社に対して、このような利用規約におけるキャンセル料の定めは、どのような根拠に基づき行われているのかを質問させていただきます。

本書面に対して、お手数ですが 1 か月以内に文書でご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本書面およびその回答（回答の有無を含め）は、公表させていただきます場合がありますことをあらかじめご了解下さい。

敬具